

するものとする。

②・③ (略)

④ 通常の事業の実施地域

基準第五十四条第六号は、指定夜間対応型訪問介護に係る第三十条第五号の規定と同趣旨であるため、第三の一の四の⑬の③を参照されたい。

⑤・⑥ (略)

(6)～(9) (略)

(10) 準用

基準第六十一条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條及び第三十三條から第三十九條までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)から(8)まで、(10)、(12)、(15)、(16)及び(21)から(25)までを参照されたい。

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型居宅介護を利用し続けることができるようにするためには、他市町村からも小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来の利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第七十八条の二第四項第四号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うことが求められる。なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定することができる」と

するものとする。

②・③ (略)

④ 通常の事業の実施地域

基準第五十四条第六号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の二十九第五号の規定と同趣旨であるため、第三の一の四の⑳の④を参照されたい。

⑤・⑥ (略)

(6)～(9) (略)

(10) 準用

基準第六十一条の規定により、基準第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)から(9)まで、(11)、(13)、(17)、(23)から(25)まで、(27)及び(28)並びに第三の二の四の(3)を参照されたい。

四 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型居宅介護を利用し続けることができるようにするためには、他市町村からも小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来の利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第七十八条の二第四項第四号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うこと又は同条第九項に係る同意をあらかじめ行うことが求められる。なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員

いったことを決めておくことにより、円滑に事業所指定が行われるように工夫することは可能である。

- (4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。なお、障害者自立支援法に基づく生活介護については、構造改革特区の評価等を経て全国展開がなされており、認定を受ける必要はない。

2 人員に関する基準

- (1) 従業者の員数等（基準第六十三条）

会を開催することなく指定することができる」といったことを決めておくことにより、円滑に事業所指定が行われるように工夫することは可能である。

- (4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、障害者自立支援法に基づく基準該当サービス及び構造改革特区として認めており、受け入れの形態に応じて各制度の規定に従うことが必要となる。

2 人員に関する基準

- (1) 従業者の員数等（基準第六十三条）

① サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件
基準第六十三条第七項の規定によるサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。

イ サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「三年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。

ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。

a 事業開始以降一年以上の実績を有すること

b 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の百分の七十を超えたことがあること

ハ サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。

a 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等によ

① 小規模多機能型居宅介護従業者

イ (略)

ロ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な小規模多機能型居宅介護従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとする。例えば、通いサービスの利用定員を十五名とし、日中の勤務帯を午前六時から午後九時までの十五時間、常勤の職員の勤務時間を八時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者三人に対して一名の小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が十五名の場合、日中の常勤の小規模多機能型居宅介護従業者は五名となり、日中の十五時間の間に、八時間×五人＝延べ四十時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で一名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤一名＋宿直一名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要とな

る移動に要する時間が概ね二十分以内の近距離であること

b 一の本体事業所に係るサテライト事業所の数は二箇所までとすること

ニ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所を本体事業所とすることも差し支えないものである。

ホ なお、市町村長は、サテライト事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。

② 小規模多機能型居宅介護従業者

イ (略)

ロ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な小規模多機能型居宅介護従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとする。例えば、通いサービスの利用定員を十五名とし、日中の勤務帯を午前六時から午後九時までの十五時間、常勤の職員の勤務時間を八時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者三人に対して一名の小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が十五名の場合、日中の常勤の小規模多機能型居宅介護従業者は五名となり、日中の十五時間の間に、八時間×五人＝延べ四十時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で一名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤一名＋宿直一名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要とな

る。具体的には、通いサービスに要する時間（延べ四十時間）、日中の訪問サービスに要する時間（八時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和四十九年八月二十日社施第百六十号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。なお、基準第六十三条第一項は小規模多機能型居宅介護従事者の必要数の算出基準を示したものであるので、日中であれば通いサービスを行うために三：一以上、訪問サービスを行うために一以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものである。また、指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等が一ユニットである場合に限り、夜勤を行う職員の兼務を行って差し支えない。この場合も、指定小規模多機能型居宅介護事業所には別に宿直職員一名が必要である。

ハ （略）

ニ 訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。

る。具体的には、通いサービスに要する時間（延べ四十時間）、日中の訪問サービスに要する時間（八時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和四十九年八月二十日社施第百六十号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。なお、基準第六十三条第一項は小規模多機能型居宅介護従事者の必要数の算出基準を示したものであるので、日中であれば通いサービスを行うために三：一以上、訪問サービスを行うために一以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものである。

ハ （略）

ニ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で一以上ではなく、一名以上配置することで足りることとしている。なお、本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できるものであること。また、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者、指定小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホ

ホ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないこととされているが、看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではないものである。

ヘ 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤一名と宿直一名の計二名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。

ーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。

ホ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないこととされているが、看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではないものである。また、サテライト事業所においては、本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、小規模多機能型居宅介護従業者のうち、看護師又は准看護師を置かないことができる。

ヘ 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤一名と宿直一名の計二名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。また、サテライト事業所においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできるものであること。

ト サテライト事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供することができることとされているが、本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、当該本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の小規模多機能型居宅介護従業者による訪問サービスの提供により、当該本体事業所の従業者とのなじ

ト 基準第六十三条第六項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである（基準第九十条第五項、第一百条第八項及び第百三十一条第十六項についても同趣旨）。

チ 指定小規模多機能型居宅介護事業所に他の事業所を併設する場合としては、①同一時間帯で職員の行き来を認める場合、②職員の兼務を認める訳ではないが、同一建物内に併設する場合、③同一法人が別棟に設ける場合、の三つのパターンがあるが、整理すると次のとおりとなる。

併設する事業所	①職員の行き来可能	②同一建物に併設	③同じ法人が別棟に併設
地域密着型の施設等※	○	○	○
居宅サービス事業所	×	○	○
広域型の特別養護	×	×	○

※

地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）をいう。

② 介護支援専門員

イ 介護支援専門員は、指定を受ける際（指定を受けた後に介護支援専門員の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

みの関係の構築を行うよう努めること。なお、本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていないことに留意すること。

チ 基準第六十三条第六項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである（基準第九十条第四項、第一百条第八項及び第百三十一条第十六項についても同趣旨）。

② 介護支援専門員等

イ 介護支援専門員は、指定を受ける際（指定を受けた後に介護支援専門員の変更の届出を行う場合を含む。）に、百十三号告示第三号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知2の(1)の①の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すもので

ロ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。

ハ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。

ニ 施行規則第六十五条の四第二号に基づく市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙1のような標準様式とすること。

(2) 管理者（基準第六十四条）

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合

ロ 事業所に併設する基準第六十三条第六項各号に掲げる施設等の職務に従事する場合

ある。

ロ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。

ハ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。

ニ 施行規則第六十五条の四第二号に基づく市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙1のような標準様式とすること。

ホ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、研修修了者は、平成二十五年三月三十一日までに、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了する予定の者で差し支えないこと。

(2) 管理者（基準第六十四条）

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合

ロ 事業所に併設する基準第六十三条第六項各号に掲げる施設等の職務に従事する場合

ハ 同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合（当該事業所が、指定夜間対応型訪

- ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、三年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第六十五条）
- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。
- ② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老

間介護、指定訪問介護又は指定訪問看護の事業を一体的に運営している場合の当該事業に係る職務を含む。）

- ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として、三年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、百十三号告示第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。
- ③ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされているが、当該本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の管理者であって、平成二十五年三月三十一日までに認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の管理者として充てるとは差し支えないこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第六十五条）
- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。
- ② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老

人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

- ③ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられるものである。（基準第九十二条についても同趣旨）

人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、百十三号告示第四号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知３の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。

- ③ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられるものである。（基準第九十二条及び第七百七十三条についても同趣旨）

- ④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の代表者であって、平成二十五年三月三十一日まで

3 設備に関する基準

(1) 登録定員（基準第六十六条）

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を二十五人以下としなければならないとしたものである。指定小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は一か所の指定小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものである。

② （略）

(2) 設備及び備品等（基準第六十七条）

①～④ （略）

⑤ 事業所の立地

指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあ

に認知症対応型サービス事業開設者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の代表者として差し支えないこと。

3 設備に関する基準

(1) 登録定員（基準第六十六条）

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を二十五人（サテライト事業所にあつては、十八人）以下としなければならないとしたものである。指定小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は一か所の指定小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものである。

- ② 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（サテライト事業所にあつては、十二人）までと、宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト事業所にあつては、六人）までとしなければならないとしたものである。この場合における利用定員については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において一日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものである。なお、基準第八十二条の規定により、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行うこと。

③ （略）

(2) 設備及び備品等（基準第六十七条）

①～④ （略）

⑤ 事業所の立地

指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあ

ることを、市町村が確認することを求めたものである。開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。（基準第九十三条第六項についても同趣旨）

4 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 利用料等の受領

① 基準第七十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、指定夜間対応型訪問介護に係る第二十一条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の11の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

①～③ (略)

④ なお、自己評価及び外部評価の評価項目、その他必要な事項については、追って通知する。

ることを、市町村が確認することを求めたものである。開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである（基準第九十三条第六項についても同趣旨）。なお、指定小規模多機能型居宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の事業所及び施設等との併設の可否については、次のとおりとする。

併設する事業所	①職員の行き来可能	②同一建物に併設	③同じ法人が別棟に併設
地域密着型の4施設等（※1）	○	○	○
居宅サービス事業所等（※2）	×	○	○
広域型の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	×	×	○

※1 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）をいう。

※2 居宅サービス事業所、※1以外の地域密着型サービス事業所、入所定員二十九人以下の小規模な介護老人保健施設をいう。

4 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 利用料等の受領

① 基準第七十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の十九条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の12の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

①～③ (略)

- (5) (略)
(6) 居宅サービス計画の作成
①～② (略)

- (7)～(8) (略)
(9) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
①～② (略)

③ 小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、基準第八十七条第二項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

- (10)～(12) (略)
(13) 運営規程
(略)
① (略)
② 通常の事業の実施地域（第六号）
基準第八十一条第六号は、指定夜間対応型訪問介護に係る第三十条第五号の規定と同趣旨であるため、第3の一の4の(18)の③を参照されたい。
③ 非常災害対策（第九号）
(15)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準第百二条第六号についても同趣旨）。

- (14)～(17) (略)
(18) 地域との連携等
①～③ (略)
④ 同条第四項は、基準第三条第二項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な

- (5) (略)
(6) 居宅サービス計画の作成
①～② (略)
③ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があること。

- (7)～(8) (略)
(9) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
①～② (略)
③ 小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員又はサテライト事業所の研修修了者は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、基準第八十七条第二項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

- (10)～(12) (略)
(13) 運営規程
(略)
① (略)
② 通常の事業の実施地域（第六号）
基準第八十一条第六号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の二十九第五号の規定と同趣旨であるため、第3の一の4の(20)の④を参照されたい。
③ 非常災害対策（第九号）
(15)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準第百二条第六号についても同趣旨）。

- (14)～(17) (略)
(18) 地域との連携等
①～③ (略)
④ 基準第八十五条第四項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の三十七第三項の規定と同趣旨である

連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(19) (略)

(20) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の三の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

四 認知症対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第九十条）

① 介護従業者

イ 基準第九十条第一項から第四項に規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を八人とし、常勤の勤務時間を一日八時間

ため、第三の一の四の(26)の③を参照されたい。

⑤ 基準第八十五条第五項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の三十七第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の四の(26)の④を参照されたい。

(19) (略)

(20) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の四の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(22)から(25)まで、(27)及び(28)並びに第三の三の三の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

五 認知症対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第九十条）

① 介護従業者

イ 基準第九十条第一項から第三項に規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を八人とし、常勤の勤務時間を一日八時間